

砺波市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年3月

砺波市通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、砺波市においても、関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について協議、実施してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「砺波市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定するものとします。

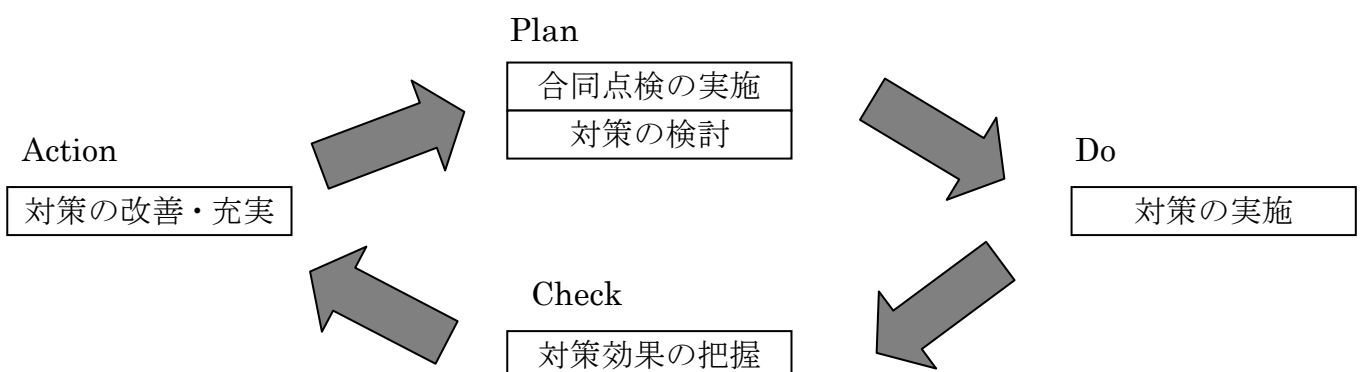
- ・ 砺波市教育委員会教育総務課
- ・ 富山県砺波警察署交通課
- ・ 国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所高岡維持出張所
- ・ 富山県砺波土木センター工務第一課
- ・ 砺波市建設水道部土木課
- ・ 各小学校代表（学校、PTA）

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

- 合同点検の実施時期等
 - ・市内の全ての小学校の通学路について、1年に1回、合同点検を実施します。
 - ・実施時期は、夏期とします。ただし、積雪時の危険箇所の把握のため、必要に応じて冬期も実施します。
 - ・効率的・効果的に合同点検を行うため、重点課題を設定し、合同点検を実施します。
- 合同点検の体制
 - ・小学校ごとに、学校、道路管理者、警察、教育委員会等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、歩道整備や防護柵・防犯灯・カーブミラー・信号機等の設置のようなハード対策を検討します。また、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策を検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、「学校・保護者へのアンケートの実施」「車両と歩行者の隔離を測定」など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 点検結果の公表

- ・点検結果や対策内容をまとめ、ホームページで公表します。